

盛土規制法説明会資料修正新旧対照表

ページ	修正後	修正前	修正理由
P25	一度許可を受けた工事の計画の変更をしようとする場合 (軽微な変更の場合は以下②の届出)	一度許可を受けた工事の計画を変更する場合 (省令に定める軽微な変更の場合は届出)	わかりやすい記載に修正しました
P25	省令38条で定める軽微な変更をしようとする場合	上記省令で定める軽微な変更をした場合	わかりやすい記載に修正しました
P25	届出工事の計画の変更をしようとする場合	届出工事の計画を変更する場合	わかりやすい記載に修正しました
P34	宅地造成等工事規制区域内、特定盛土等規制区域内のいずれの場合でも、左表の規模に該当する場合には届出要	宅地造成等規制区域、特定盛土等規制区域問わず左表のとおり	わかりやすい記載に修正しました
P34	届出書、工事計画断面図（細則15条1項）、その他知事が必要と認める書類 その他、右記の規模に該当する場合は以下の書類を添付 【宅地造成又は特定盛土等】 ・図面（位置図、地形図、土地の平面図） ・盛土切土している土地及びその付近を明らかにする写真その他の書類 【一時的な土石の堆積】 ・図面（位置図、地形図、土地の平面図） ・土石の堆積を行っている土地及びその付近を明らかにする写真その他の書類	届出書 下記添付書類 (宅地造成又は特定盛土等) ・図面（位置図、地形図、土地の平面図） ・盛土切土している土地及びその付近を明らかにする写真その他の書類 ・工事計画断面図（細則15条1項） (土石の堆積) ・図面（位置図、地形図、土地の平面図） ・土石の堆積を行っている土地及びその付近を明らかにする写真その他の書類 ・工事計画断面図（細則15条1項）	工事計画断面図及びその他知事が必要と認める書類は盛土等の規模にかかわらず全て添付することになることから、記載が不正確のため修正しました
P34	○添付書類を求める盛土等の規模 【宅地造成又は特定盛土等】 ①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土・切土同時に行い高さ5m超の崖 ④盛土で高さ5m超 ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超 【一時的な土石の堆積】 ①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	○添付書類は以下の規模に該当するもの 土地の区画形質の変更（盛土・切土） ①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土・切土同時に行い高さ5m超の崖 ④盛土で高さ5m超 ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超 一時的な土石の堆積 ①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超 ○その他知事が必要と認める書類を求める場合があります。	わかりやすい記載に修正しました
P35	(3) 第21条（第40条）第4項（公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合）	(3) 第21条（第40条）第4項（公共施設用地を宅地又は農地に転用した場合）	法律の記載のとおり修正しました